

(様式 1-3)

神栖市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|---|-------------|---------------------|-------------|--------|
| NO. | 1 | 事業名 | 液状化対策事業（調査、事業計画の作成） | 事業番号 | D-19-1 |
| 交付団体 | | 神栖市 | 事業実施主体（直接/間接） | 市（直接） | |
| 総交付対象事業費 | | 643,000（千円） | 全体事業費 | 643,000（千円） | |

事業概要

液状化被害の著しい 18 地区（鰐川・堀割 1, 2 丁目地区、堀割 3 丁目地区、豊田・昭田地区、深芝・平泉地区、深芝南・平泉東地区、下幡木地区、浪逆地区、筒井大沼地区、賀地区、息栖原地区、大野原 7 丁目地区、大野原中央・稻荷地区、知手中央・知手地区、横瀬団地地区、横瀬地区、太田宝山地区 1、太田宝山地区 2、太田新町地区）677 ヘクタールについて、液状化対策の事業計画を策定する。地質・測量調査、対策工法・整備手法等の検討を実施するとともに、専門家等による検討委員会の開催、地権者等の合意形成を行う。

○神栖市震災復興計画 P.22 No.7 「液状化被害の調査」

市道及び公共施設をはじめ、市内の土地について、液状化調査を実施します。

また、甚大な液状化被害が発生した土地などについては、その用途の見直しについても検討していきます。

当面の事業概要

<平成 23 年度>

18 地区の内、5 地区（鰐川・堀割 1, 2 丁目地区、堀割 3 丁目地区、豊田・昭田地区、深芝・平泉地区、深芝南・平泉東地区）377ha について、平成 24 年度までの継続事業として液状化対策の事業計画を策定する。

<平成 24 年度>

18 地区の内、13 地区（下幡木地区、浪逆地区、筒井大沼地区、賀地区、息栖原地区、大野原 7 丁目地区、大野原中央・稻荷地区、知手中央・知手地区、横瀬団地地区、横瀬地区、太田宝山地区 1、太田宝山地区 2、太田新町地区）300ha について、平成 25 年度までの継続事業として液状化対策の事業計画を策定する。

<平成 25 年度>

平成 24 年度に引き続き、13 地区の事業計画策定を実施。

東日本大震災の被害との関係

市内の広範囲で土地の液状化が発生し、震災当初 6 路線の道路が通行止めとなり、現在でも波打ちゆがんだ路線が数多く残っている。同様に県の浄水場が破損したため市内全域が断水となり、全復旧まで約 2 ヶ月の期間を要した。上水道同様、下水道管も各地域で破損し、仮復旧による使用可能までに約 3 ヶ月かかった。その他の各公共施設の損傷のほか、不等沈下・噴砂等による、宅地等の被害も甚大で、建物被害約 5,656 棟のうち、約 1,736 棟に液状化被害が確認された（H23.12.15 現在り災証明判定結果より）。

関連する災害復旧事業の概要

市道の被害状況については、液状化地区を中心に 397 路線、延長 62 キロメートルが災害認定を受けており、早急な復旧工事が望まれている状況である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |

基幹事業との関連性

| |
|--|
| |
| |

(様式 1－3)

神栖市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|---|-----------|---------------|-------|-----------|
| NO. | 2 | 事業名 | 液状化対策マップ作成事業 | 事業番号 | ◆D-19-1 |
| 交付団体 | | 神栖市 | 事業実施主体（直接/間接） | 市（直接） | |
| 総交付対象事業費 | | 6,454（千円） | 全体事業費 | | 6,454（千円） |

事業概要

液状化地域を対象に地盤データ等の収集解析を行い、液状化の被害状況と代表的な対策工法等を例示した液状化対策マップを作成する。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

＜平成 24 年度＞

液状化地域を対象に地盤データ等の収集解析を行い、液状化の被害状況と代表的な対策工法等を例示した液状化対策マップを作成する。

東日本大震災の被害との関係

市内の広範囲で土地の液状化が発生しており、不等沈下・噴砂等による、宅地等の被害が甚大な状況にある。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|---------|
| 事業番号 | D-19 |
| 事業名 | 液状化対策事業 |
| 交付団体 | 神栖市 |

基幹事業との関連性

液状化対策事業の実施とあわせ、市民への情報提供として液状化対策マップを作成し、安心・安全なまちづくりを推進する。

また、液状化対策の必要性を広く PR することで、市街地液状化対策の事業化に向けて、工事同意率の向上等に寄与するものとする。

(様式 1-3)

神栖市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|---|-----------|------------------|-------|-----------|
| NO. | 3 | 事業名 | 津波避難計画シミュレーション事業 | 事業番号 | D-20-1 |
| 交付団体 | | 神栖市 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 5,870(千円) | 全体事業費 | | 5,870(千円) |

事業概要

南北に細長い形状で、その周囲3方向が海や川に囲まれたうえに、太平洋から背後にある利根川までの距離が無く、全体的に高台のない平坦な地形である当市は、津波発生時の一時避難先となる堅牢な3階建て以上の建物は、学校校舎以外にはほぼ無いに等しい状況である。

さらに、近隣の市町へ避難するにしても、高台となる鹿嶋市への国道は津波発生時に冠水してしまい、利根川を挟んだ千葉県側へは、5本の橋のいずれかを利用して移動する事となるが、地震発生時にこれらの橋が通行不可能になる事も考えられる。

このように津波からの避難が困難な地域であることから、住民の安全確保のため、市独自の避難計画シミュレーションを行う。内容としては、津波の到達時間の違いや津波の速度並びにその時の干満の差により避難可能となる状況も異なってくることから、新たな浸水想定区域等を基にシミュレーションし、更に津波避難タワーの位置等の決定も行っていく。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成24年度>

津波の到達時間の違いや津波の速度並びにその時の干満の差により避難可能となる状況も異なってくることから、新たな浸水想定区域等を基にシミュレーションし、更に津波避難タワーの位置等を決定する。

東日本大震災の被害との関係

当市へも津波が到達し、既存の津波ハザードマップに表示していた浸水想定区域より広く、深い地域まで浸水した。鹿島港へ侵入した津波は国道124号を超えて住家まで達し、港湾ではバースの陥没や荷役機械の損傷、自動車やコンテナの大量流失が発生し、漁港では、施設の他漁船の転覆などの被害が発生した。

なお、太平洋沿岸については砂丘等の効果により、幸いにして住宅地まで津波が及ぶことはなかったが、市民にとっては今後の大地震による大津波への不安が高まっており、より詳細な避難計画が求められている。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |

基幹事業との関連性

| |
|--|
| |
| |

(様式 1-3)

神栖市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|---|-----------|---------------|-------|-----------|
| NO. | 4 | 事業名 | 津波ハザードマップ作成事業 | 事業番号 | ◆D-20-1-1 |
| 交付団体 | | 神栖市 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 4,500(千円) | 全体事業費 | | 4,500(千円) |

事業概要

神栖市は全体的に地形が平坦なため、津波発生時に避難する高台がほぼ無い状況である。迅速かつ安全に津波からの避難を可能とする為に、新たな浸水想定区域等を基に津波避難計画シミュレーションを行ったうえで、津波からの避難場所及び避難ビル並びに避難経路を記載した津波ハザードマップを作成する。それを全世帯へ配布することで、災害への備えと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を促す。

○神栖市震災復興計画 P.23 3-(1) No.5「ハザードマップの見直し」

津波ハザードマップ(避難ビル掲載)を作成し、各世帯へ配布して周知の徹底を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成24年度>

新たな浸水想定区域等を基に津波避難計画シミュレーションを行ったうえで、津波からの避難場所及び避難ビル並びに避難経路を記載した津波ハザードマップを作成し、全世帯へ配布する。

東日本大震災の被害との関係

当市へも津波が到達し、既存の津波ハザードマップに表示していた浸水想定区域より広く、深い地域まで浸水した。国道124号を超えて住家まで達し、鹿島港ではバスの陥没や荷役機械の損傷、自動車やコンテナの大量流失が発生した。

なお、太平洋沿岸については砂丘等の効果により、幸いにして住宅地まで津波が及ぶことはなかったが、市民にとっては今後の大地震による大津波への不安が高まっており、より詳細な避難のための情報が求められている。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|------------------|
| 事業番号 | D-20 |
| 事業名 | 津波避難計画シミュレーション事業 |
| 交付団体 | 神栖市 |

基幹事業との関連性

津波避難計画シミュレーションの成果により適切な避難経路や避難場所、並びに新たな浸水深を反映でき、それらを表示した津波ハザードマップを作成することによって、より市民の求める情報を提供することができ、防災・減災へ繋げることができる。

(様式 1-3)

神栖市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|---|-----------|---------------|-------|-----------|
| NO. | 5 | 事業名 | 津波監視カメラ整備事業 | 事業番号 | ◆D-20-1-2 |
| 交付団体 | | 神栖市 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 7,017(千円) | 全体事業費 | | 7,017(千円) |

事業概要

津波発生時に迅速な避難情報を発信するために参考とする情報源の1つとして、海面の潮位変化を監視するカメラを設置し活用する。また、監視カメラの映像データは、記録として残すことにより、その後の防災対策の基礎資料となる。

さらにこれまでには、津波警報発令時等における海岸及び河川周辺への避難広報と共に、潮位変化の状況確認の業務を目視で行っていたが、監視カメラの整備により、それを担当する市職員及び消防関係者の安全を確保できるようになる。

○神栖市震災復興計画 P.23 3-(1) No.6 「津波対策用監視カメラの設置」

津波対策として監視カメラを設置し、地震発生時等に対応します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成24年度>

市内2箇所への監視カメラ設置工事

東日本大震災の被害との関係

今回の震災では、既存の津波ハザードマップで想定していた浸水区域よりも被害が大きく、住家の浸水、港湾での自動車やコンテナの流出、漁船の転覆などの被害が発生した。

なお、太平洋沿岸については砂丘等の効果により、幸いにして住宅地まで津波が及ぶことはなかったが、市民にとっては今後の大地震による大津波への不安が高まっており、より詳細な避難計画が求められている。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|------------------|
| 事業番号 | D-20 |
| 事業名 | 津波避難計画シミュレーション事業 |
| 交付団体 | 神栖市 |

基幹事業との関連性

津波避難計画シミュレーションを行い、避難路の指定をするとともに、市民避難の判断材料の一つとなる監視カメラを整備することは、より迅速で安全な避難にとって効果的である。

(様式 1-3)

神栖市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|---|------------|---------------|---------------|--------|
| NO. | 6 | 事業名 | 波崎地区避難ビル整備事業 | 事業番号 | D-20-2 |
| 交付団体 | | 神栖市 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 69,000(千円) | 全体事業費 | 1,400,000(千円) | |

事業概要

3方向を海と川に囲まれた当市の波崎地区は、今回の震災でもその両側から津波が押し寄せ、下記に記載のように漁港や住宅等が被害を受けた。しかし、人口密集地であるにも関わらず、高台のない海拔約3メートル以下の平坦な地形であるこの地域には、避難できる高い建物もほとんど無いことから、本事業により、市民の命を守るための津波避難場所となる施設を整備するものである。

また、当市は南北に細長い地形であるため、市役所本庁から波崎地区までの所要時間は車で約45分と、災害時の物資供給等の対応にも相当の時間を要する。このため、地域のランドマークである波崎総合支所（旧波崎町役場）のある場所に、避難ビルを整備し、普段から定期的に避難訓練等を実施するなど、今回の大震災を教訓に、ハード、ソフトの両面で避難所機能を有する施設として整備を行う。

この施設の構造は、津波からの一時避難所の機能を持たせるために3階建てとし、屋上も避難スペースとして利用する。また、緊急時に迅速かつ的確な避難誘導等を行い、長期的な避難の際にも市民が安心して滞在でき、市の枢要な避難所として機能させるためにも施設への職員配置が有効であると考えられることから、平常時には施設の一部に行政の窓口機能を設置する（但し、行政窓口部分については交付金事業の対象外とする。）が、それ以外のスペースは会議室利用等での貸出しを行い、地域のコミュニティ拠点としても利用できる公共性の高い施設とする。

なお、当該施設は、地元住民からの整備要望が強い施設であり、事業実施のための住民の合意形成など、事業実施に当たって問題となる事柄は無いと考えるため、事業実施期間である平成27年度までの事業費について申請するものである。

■延床面積 3,800 m² 3階建て 【避難収容人数(3階及び屋上) 約2,000人】

情報・防災・会議室、備蓄倉庫、コミュニティフロア等

○神栖市震災復興計画 P.24 3-1 (1) No.9 「波崎地区防災拠点施設の整備」

利根川河口部にあたる波崎地区は、ほとんどが海拔3m未満の地域であり、3階以上の堅牢な建物がほとんど無いため、津波等の災害に対する避難場所や、地域の防災拠点となる施設の整備をおこないます。

当面の事業概要

<平成24~25年度>

基本計画及び実施計画の策定

<平成26~27年度>

整備工事の実施

東日本大震災の被害との関係

今回の震災によるこの地区における津波は、浸水高が3.1メートルに達し、利根川河口の波崎漁港及び太平洋側の波崎新港では、大型船3隻が沈没・座礁、小型船は計45隻が沈没・陸上げ・損傷、港湾施設や製氷工場等の各施設が破損する等の被害を受けた（地盤沈下等もあり）。住宅等の流失等はなかったが、港や海岸、川側の沿岸から住宅街の道路まで海水が浸入し、届出としては床上浸水が3件であったが、床下浸水は沿岸の住宅に全体的に見られた。

震災発生当時、津波警報が発令され高台への避難が呼び掛けられても、この地域には高台は無く、千葉県側へ渡るための銚子大橋は間もなく閉鎖されたため、市民の大半が安全な場所へ逃れることができず、恐怖の中、ただ状況を見守るしかなかった。

また、津波被害を目の当たりにした多くの市民から市に対して、「この地域に避難できる高台なんてどこにもない」、「次に大きな津波が来たらどこに逃げればいいのか」等の質問が寄せられた。

こうしたことから、震災の被害から立ち直り、地域の復興を図っていくためには、市民が安心して生活できるような避難ビルの整備を緊急に行う必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

津波の侵入を防ぎ、また被害を少しでも減らすため、港湾及び関連施設の津波対策の早期整備を促し、太平洋沿岸の防災林植樹や人口砂丘の造成を行うとともに、避難場所や避難路の指定・整備を行う。

また、市の避難所などの防災拠点を市内に数カ所設け整備し、市全体の防災体制を確立させる。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業 | |
|-----------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1－3)

神栖市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|---------------|-----|---------------|---------------|--------|
| NO. | 7 | 事業名 | 液状化対策事業（対策工事） | 事業番号 | D-19-2 |
| 交付団体 | 市 | | 事業実施主体（直接/間接） | 市（直接） | |
| 総交付対象事業費 | 2,645,000（千円） | | 全体事業費 | 2,645,000（千円） | |

事業概要

液状化被害の著しい18地区の内、特に住宅被害の多い5地区（鰐川・堀割1,2丁目地区、堀割3丁目地区、豊田・昭田地区、深芝・平泉地区、深芝南・平泉東地区）377haについて、液状化対策事業計画が策定できた地区から、随時、実施設計及び対策工事を実施する。

現在は調査の段階であることから工法及び工事区域の特定はできないが、平成25年度の対策工事の見込みについて、地下水低下工法を用いた液状化対策工事を40ヘクタールの区域で実施すると仮定し、最も安価な工法で、工事費等の概算を算定する。

○神栖市震災復興計画 P.22 No.7 「液状化被害の調査」

市道及び公共施設をはじめ、市内の土地について、液状化調査を実施します。

また、甚大な液状化被害が発生した土地などについては、その用途の見直しについても検討していきます。

当面の事業概要

<平成25年度>

対策工事に着手できる面積を40ヘクタールと見込み、地下水低下工法による非液状化層を確保することを想定し、設計監理委託及び対策工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

市内の広範囲で土地の液状化が発生し、震災当初6路線の道路が通行止めとなり、現在でも波打ち、ゆがんだ路線が数多く残っている。同様に県の浄水場が破損したため市内全域が断水となり、全復旧まで約2ヶ月の期間を要した。上水道同様、下水道管も各地域で破損し、仮復旧による使用可能までに約3ヶ月かかった。その他の各公共施設の損傷のほか、不等沈下・噴砂等による、宅地等の被害も甚大で、建物被害約5,656棟のうち、約1,736棟に液状化被害が確認された（H23.12.15現在り災証明判定結果より）。

関連する災害復旧事業の概要

市道の被害状況については、液状化地区を中心に397路線、延長62キロメートルが災害認定を受けており、早急な復旧工事が望まれている状況である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| |
|-----------|
| 関連する基幹事業 |
| 事業番号 |
| 事業名 |
| 交付団体 |
| 基幹事業との関連性 |
| |